

関係施設の施設長 様
(岐阜市が所管する施設を除く)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

特別養護老人ホーム等の協力医療機関に関する届出について

このことについて、「岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年岐阜県条例第 76 号)等の一部改正により、下記 1 に該当する施設等は、令和 6 年 4 月 1 日以降「1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない」こととなりました。

また、「岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に係る取扱要領」等の一部改正により、当該届出の様式を定めたところです。

つきましては、当該届出の運用は下記のとおりとしますので、遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

記

1 届出が必要な施設等

県が所管する以下の施設等

- ① 特別養護老人ホーム(入所定員が 30 人以上の場合は介護老人福祉施設としての届出も必要)
- ② 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定事業所の場合は、当該事業所としての届出も必要)
- ③ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定事業所の場合は、当該事業所としての届出も必要)
- ④ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定事業所のみ)
- ⑤ 介護老人保健施設
- ⑥ 介護医療院

※ 市町村が所管する事業所(介護保険法に規定する「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所」「地域密着型特定施設入居者生活介護事業所」)としての届出方法等は所管の市町村へご確認願います。

なお、この場合でも老人福祉法に規定する「特別養護老人ホーム」「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」としての届出は県に行う必要があることに留意願います。

2 届出先 各県事務所(または岐阜地域福祉事務所)福祉課

3 届出書類 ① 協力医療機関に関する届出書(別紙 1)

※ 同一施設で複数の種別に該当する場合(上記①から③の一部施設が該当)は、「事業所・施設種別」欄に複数チェックをしていただいたうえで、まとめて届出いただいてかまいません。

(例：特別養護老人ホームと介護老人福祉施設の場合)

- ※ 届出時期までに、関係条例の該当条文の要件（該当条文の第1項第1号、第2号及び第3号の要件）を満たす協力医療機関を確保できない場合は、今後の具体的な計画等を別紙1下段に記載してください。
- ② 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）の写し

- 4 届出方法 メール又は郵送
- 5 届出時期 毎年度末まで ※12月末までの届出にご協力願います。
- 6 その他
 - ・協力医療機関の追加、変更や協力医療機関との契約内容の変更が生じた場合は、本届出とは別に老人福祉法又は介護保険法の関係規定に基づき、必要な変更の届出や変更許可申請等の対応を行ってください。
 - ・今年度既に協力医療機関に関する届出書の届出をされている場合は、改めて届出をする必要はありません。

【参考：関係条例の条文（特別養護老人ホームの例）】

※ 各施設等の種別ごとに条例が定められていますので、他の種別の施設等についてはそれぞれご確認ください。

○岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（協力医療機関等）

第二十七条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

附 則（令和六年三月二十六日条例第十九号抄）

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、（中略）第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十七条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。）（中略）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係 （老人福祉法関係）			
係長	高 橋	担当	毛 利
岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係 （介護保険法関係）			
係長	垣 本	担当	信 田
T E L	058-272-1111 施設整備係（内線 3473） 事業者指導係（内線 3468）		
F A X	058-278-2639		
E-MAIL	c11215@pref.gifu.lg.jp		

<県に届出が必要な施設>

○入所定員が 30 人以上の

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム

※上記施設については、届出書の「事業所・施設種別」欄の 8、9 又は 10 のいずれかにチェックをしてください。また、介護保険法に規定する施設等として指定を受けている場合は、1 又は 4 にもチェックを入れてください。

(例:特別養護老人ホームと介護老人福祉施設の場合は、4 と 10 にチェック)それにより、チェックを入れた施設等としての届出として取り扱います。

○入所定員が 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム

※届出書の「事業所・施設種別」欄の 1 にチェックを入れてください。

○入所定員が、29 人以下の

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム

※届出書の「事業所・施設種別」欄の 8、9 又は 10 のいずれかのみにチェックを入れてください。介護保険法に規定する施設としての届出方法等は所管市町村へ確認をお願いします。

○介護老人保健施設、介護医療院

※届出書の「事業所・施設種別」欄の 6 又は 7 のいずれかのみにチェックを入れてください。